USPTO、審理済の特許に対する匿名での査定系再審査請求の運用を通知

2026年2月8日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2月4日、特許審判部（PTAB）の当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）において既に有効性が審理された特許クレームに対する匿名での査定系再審査（Ex Parte Reexamination: EPR）請求に係る運用について、3月3日に公示予定の内容を先行して通知した[1]。

IPR・PGR審理手続において最終書面決定が示された特許クレームについて、その請求人や利害関係者は、当該審理手続中に提起した、または提起することができたと考えられる理由に基づいてUSPTOに対する手続を請求・維持することはできない（禁反言：Estoppel）[2]。
他方で、USPTOに対するEPR請求は匿名で行うことも可能であるところ、第三者によるEPR請求である場合には、その請求が上述の禁反言の原則により禁じられるものではない旨の証明書の提出が義務付けられている[3]。

今般の運用通知は、EPR請求が匿名でなされた場合、公衆のみならず、USPTOも請求人や利害関係人を特定する情報がなく、上述の証明書の真偽を確かめる方法がないため、証明書の信頼性を担保することを目的に、匿名でのEPR請求に対して新たに以下の要件を設けるものである。

- EPRの請求人やその利害関係者が、同一特許クレームに対する先のIPR・PGRの請求人・利害関係者に該当しない旨の声明を提出すること
- 当該声明の中で、対象となる具体的な先のIPR・PGRを特定するとともに、その審理において請求人・利害関係者とされた者を明示すること

USPTOは、EPR請求人等が同声明を提出しても、公衆やUSPTOに対する匿名性は維持される旨説明している。また、EPR請求日の認定には同声明提出を含め所定の要件が全て満たされる必要があり、これら要件が順守されない場合には請求は認められなくなる。

PTABにおけるIPRの審理開始割合が低水準で推移する中で[4]、特許権の有効性を争うための手段としてEPR手続への関心が相対的に増加しているところ、今後の動向が注目される。

（以上）

---

[1] https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-epr-anonymous-feb2026.pdf
[2] 35 U.S.C.§315(e)(1)、35 U.S.C.§325(e)(1)
[3] 37 C.F.R.§1.510(b)(6)
[4] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260204.pdf